

金山町の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

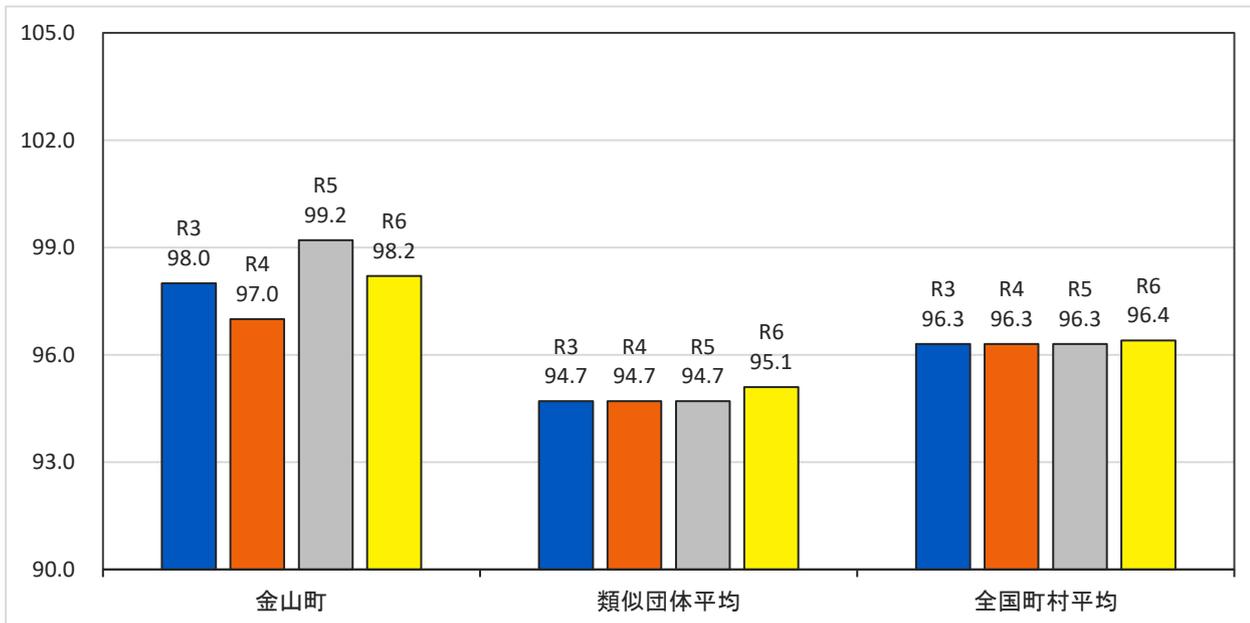
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	1,768	3,438,171	190,324	560,724	16.3	16.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	59	208,722	31,642	81,976	322,340	5,463	5,419

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施・未実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準拠し給料表の見直しを実施。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表についても、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
金山町	42.3 歳	305,100 円	349,601 円	337,023 円
福島県	42.8 歳	326,500 円	407,692 円	357,321 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.1 歳	297,580 円	342,090 円	324,423 円

(2) 職員の初任給状況 (令和6年4月1日現在)

区分	金山町	福島県	国
一般行政職	大学卒	200,500 円	196,200 円
	高校卒	169,900 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

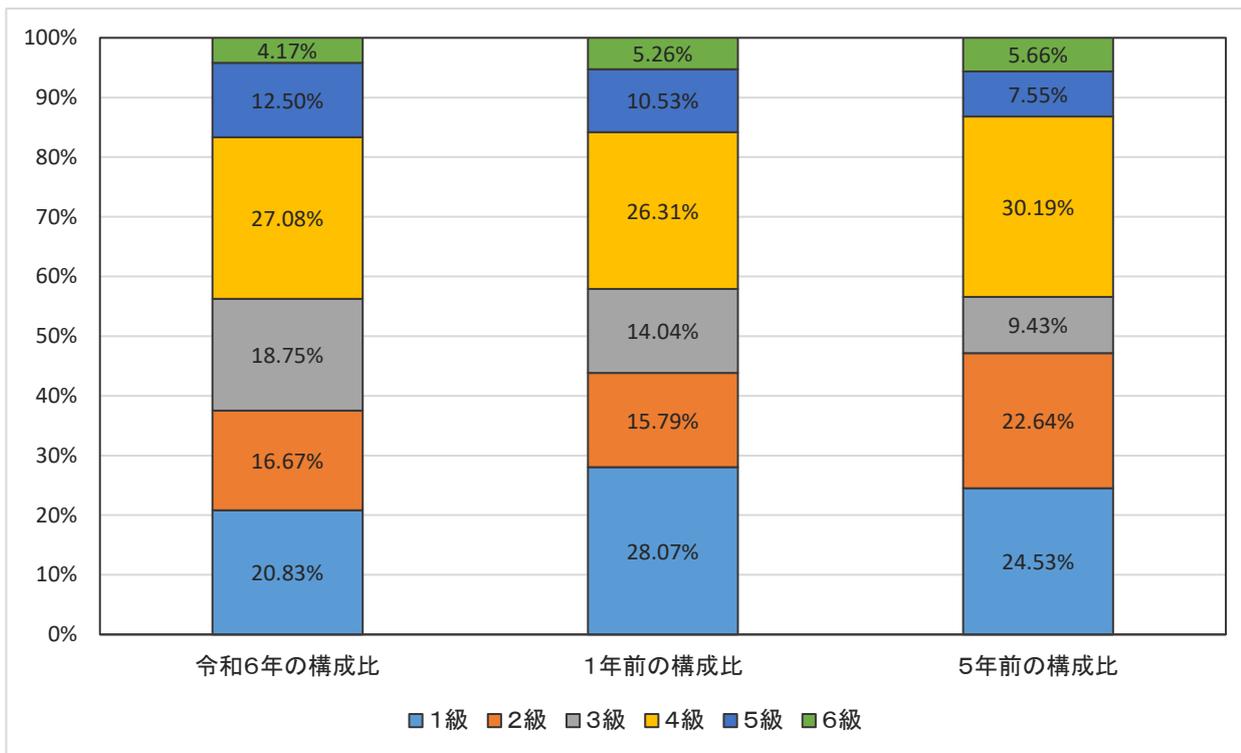
※各区分とも該当者が少人数であり個人が特定されるため掲載しない。

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和6年4月1日現在)

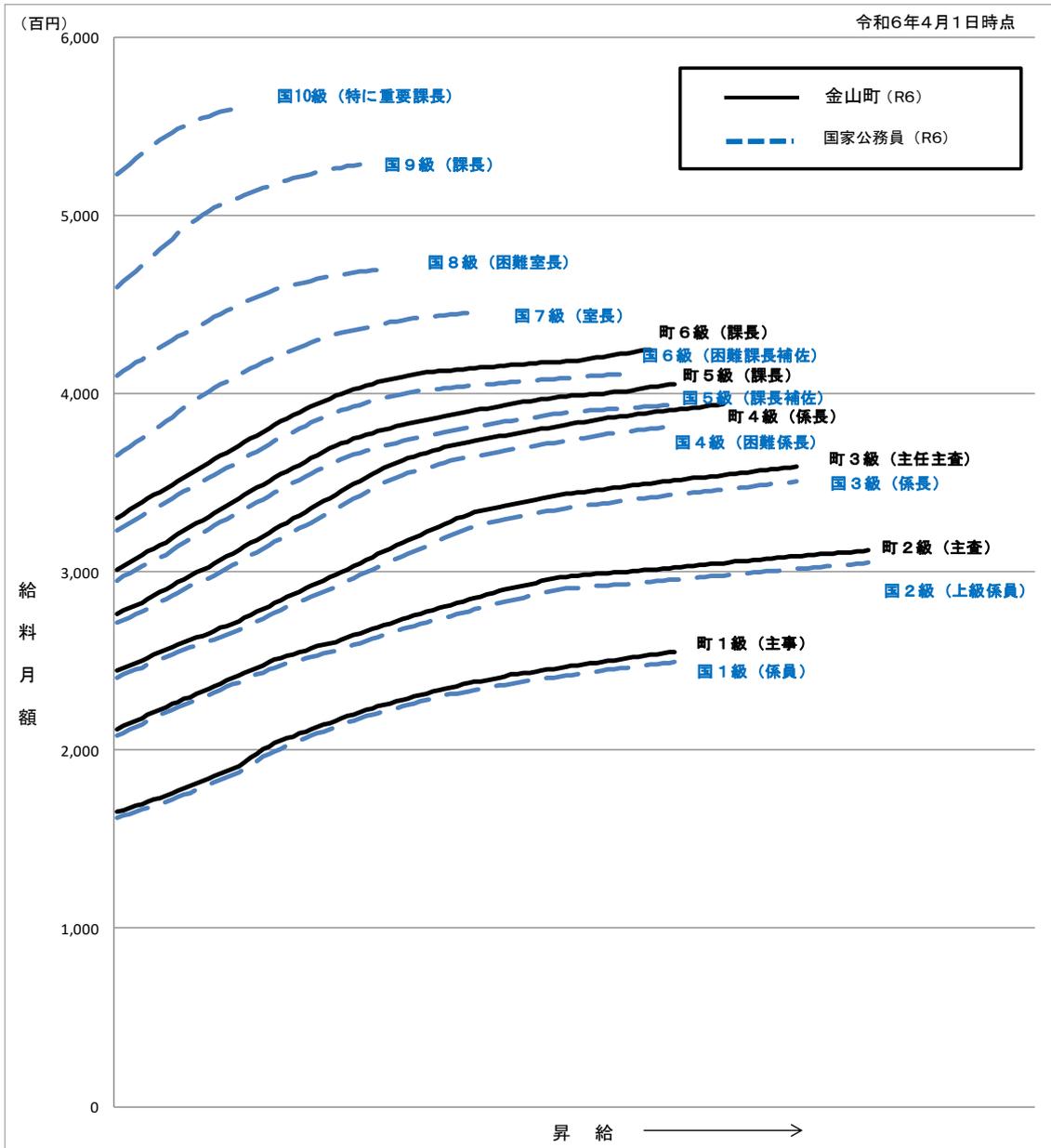
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	10 人	20.83 %	165,300 円	255,100 円
2級	主査	8 人	16.67 %	211,800 円	312,100 円
3級	主任主査	9 人	18.75 %	244,600 円	359,100 円
4級	係長	13 人	27.08 %	276,500 円	394,100 円
5級	課長	6 人	12.50 %	301,000 円	405,700 円
6級	課長	2 人	4.17 %	330,300 円	424,800 円

(注) 1 金山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))



(3) 昇給への人事の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

金山町				福島県				国			
一人当たり平均支給額		(5年度)		一人当たり平均支給額		(5年度)		—		—	
1,389		千円		1,663		千円					
(5年度支給割合)				(5年度支給割合)				(5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45	月分	2.00	月分	2.45	月分	2.00	月分	2.45	月分	2.00	月分
(1.375)	月分	(0.975)	月分	(1.375)	月分	(0.975)	月分	(1.375)	月分	(0.975)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
				・管理職加算 15～25%				・管理職加算 10～25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

金山町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)	

(注) 退職手当の支給率は福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められている。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	13,558 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	194 千円
支給実績(4年度決算)	14,025 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	219 千円

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者等 6,500円等	同じ		7,988 千円	249,625 円
住居手当	自ら居住するための住宅を 借り受け、現に該当住宅に 居住し、月額9,500円を超 える家賃を支払っている職員 (上限28,000円)	異なる		2,654 千円	189,600 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を 利用してその運賃等を負担 し、又は自動車等交通用具 を使用することを常例とする 職員等に支給	異なる		6,631 千円	93,398 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に支給 (支給額) 6級の課長等 21,000円 5級の課長等 20,200円	異なる		1,958 千円	244,800 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3 月までの各月の初日)におい て、支給対象地域に在勤す る職員に支給	異なる		3,908 千円	63,029 円

5. 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給料	町長	701,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
				814,000	円 / 457,500 円
報酬	副町長	567,000	円	651,000	円 / 440,000 円
	議長	295,000	円	360,000	円 / 140,000 円
	副議長	237,000	円	320,000	円 / 115,000 円
期末手当	議長	217,000	円	300,000	円 / 100,000 円
	市区町村長	(5年度支給割合)			
	副町長	3.10 月分			
退職手当	議長	(5年度支給割合)			
	副議長	3.10 月分			
	議員				
退職手当	町長	(算定方法)	(1期の手当額)		(支給時期)
	副町長	701,000 × 在職月数 × 48/100	16,151,040	円	任期毎
		567,000 × 在職月数 × 29/100	7,892,640	円	任期毎

6. 職員数の状況

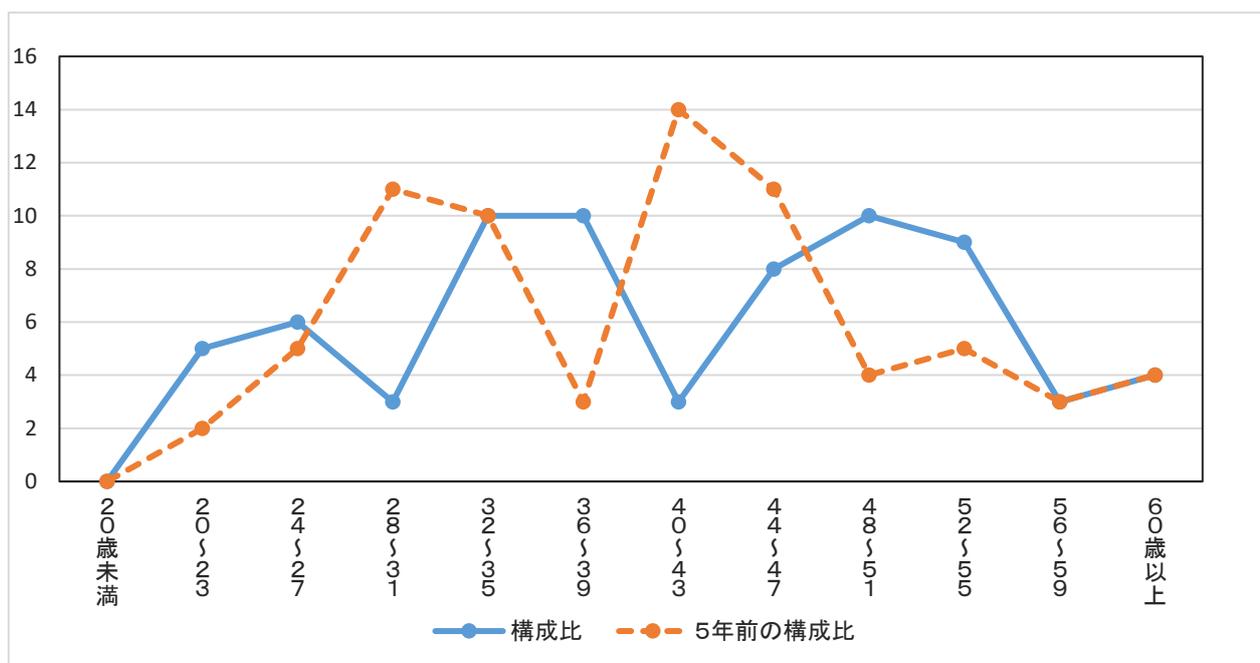
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
一般行政部門	議会	1	1	0	
	総務	18	19	-1	職員の退職調整
	税務	2	2	0	
	農水	7	7	0	
	商工	4	4	0	
	土木	6	6	0	
	民生	11	12	-1	衛生部門への職員定数の移動
	衛生	4	2	2	定員未満だった保健師の採用 民生部門からの職員定数の移動
	小計	53	53	0	
特別行政部門	教育 (教育長を含む)	6	6	0	
	小計	6	6	0	
公営企業等 会計部門	病院	5	5	0	
	水道	1	1	0	
	下水道	3	2	1	昨年度までは職員定数に達しておらず 会計年度任用職員で対応していた
	その他	3	3	0	
	小計	12	11	1	
合計		71 〔 96 〕	70 〔 96 〕	1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	6人	3人	10人	10人	3人	8人	10人	9人	3人	4人	71

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	53	55	55	56	53	53	0 (0%)
教育	6	7	6	6	6	6	0 (0%)
普通会計計	59	62	61	62	59	59	0 (0%)
公営企業等会計計	13	13	12	12	11	12	-1 (-8%)
総合計	72	75	73	74	70	71	-1 (-1%)